

平成27年度暫定予算要求について

1 基本的な考え方

- 4月から7月までの4か月間に措置する必要がある経費について計上する。
- 新規事業、重点施策など政策的な経費については、原則として措置しないこととする。
ただし、暫定予算期間中に執行する必要があるものは除く。

2 要求基準

(1) 歳 出

- ① 義務的経費（人件費、社会保障費及び公債費等）
年間分を見込んで4月から7月までの所要額とする。
- ② 建設事業費
 - ・ 補助公共事業費
平成26年度当初予算額の65%を基準とする。
 - ・ 単独公共事業費
平成26年度当初予算額の60%を基準とする。
 - ・ その他
4月～7月までの所要額とする。
ただし、早期着工の必要がある事業及び前年度債務負担行為をした事業については、所要額を計上する。
- ③ 行政施策費
 - ・ 年間所要見込額の1/3以内を基準とする。
ただし、前年度から引き続き貸し付ける必要がある貸付金等4月～7月に執行する必要があるものについては、所要額を計上する。

平成27年10月1日からの施行が予定されている消費税率及び地方消費税率の引き上げの要求額への反映については、政府の決定後、別途指示する。

(2) 歳 入

- ① 特定財源： 国庫支出金、分担金及び負担金、県債等については、収入の時期にかかわらず、暫定予算の歳出に対応する額とする。
- ② 一般財源： 4月から7月に収入が見込まれる額とする。